

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画東山通地区計画を次のように決定する。

名 称		東山通地区計画
位 置		名古屋市千種区東山通 2 丁目から 4 丁目までの各全部並びに朝岡町 1 丁目から 3 丁目まで、唐山町 1 丁目から 3 丁目まで、清住町 1 丁目及び 3 丁目、新池町 3 丁目及び 4 丁目、橋本町 3 丁目、東山通 1 丁目及び 5 丁目並びに四谷通 1 丁目の各一部
面 積		約 11.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、市の東西を貫く都市計画道路3・2・124 広小路線の沿道に位置し、名古屋市新基本計画では都市軸に位置づけられる地区である。 広小路線の整備にあわせ、立体的な用途規制により活気と魅力のある商業市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、幹線道路沿道であり、都市軸にふさわしい連続性をもった商業業務施設の集積と土地の高度利用を図る。
	建築物等の整備の方針	都市計画道路沿いの建築物等は、商業業務施設の集積をめざし、階層による建築物の用途の制限、容積率の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	都市計画道路 3・2・124 広小路線に接する敷地にある建築物のうち、1 階部分については、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供してはならない。
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	基準容積率の 1 / 3
	壁面の位置の制限	都市計画道路 3・2・124 広小路線に接する敷地にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、当該都市計画道路内に設けてはならない。
備 考		基準容積率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項から第3項までの規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して、商業施設の立地を誘導し、都市軸にふさわしい商業地の形成を図る。